# 表　彰　規　定

**第１条／目　的**

本規定は、規約第２条の目的達成に貢献した者を表彰することを目的とする。

**第２条／表彰の種類**

前条の表彰の種類は次の通りとする。

１.功績賞

２.優秀選手賞

３.優秀団体賞

**第３条／表彰の基準**

前条の表彰は各賞について次の基準を満たし、かつ常任理事会において推薦された個人又は競技団体に与える。

１.功績賞～多年にわたり当連盟の業務を通じて連盟の向上発展に寄与した者。多年にわたり選手又は団体の指導育成に尽くし、競技者の心技及びマナーの向上と競技人口の拡大に寄与した者。

２.優秀選手賞～当連盟が主催・後援・参加又は協賛もしくは関与した競技会において、別表１の成績もしくはこれに準ずる成績を挙げた者。

３.優秀団体賞～前号に該当する成績を挙げた競技団体。

**第４条／表彰の場所**

表彰は第３条により常任理事において推薦され、表彰を決定した後の直近の総会の席上で行う。又は規定に係わらず必要と認めた時は表彰することができる。

**第５条／表彰の方法**

１.表彰は会長が被表彰者に対し連盟の名における表彰状と記念品を贈呈して行う。但し、被表彰者に於いて既に死亡している時は常任理事会が定める被表彰者の遺族に贈呈する。

２.被表彰団体が表彰時に於いて既に解散している時は表彰しない。

**第６条／表彰の取り消し**

常任理事会が受賞者（個人及び団体）について、次のいずれか一つに認定したときは表彰を取り消すことがある。

１.表彰後の言動又は行為が連盟の体面を著しく汚すなど表彰の名誉を汚した場合。

２.前項の取り消しは、受賞者に対し連盟の名における書面で取り消し理由を具体的に明らかにしなければならない。

３．第１項の取り消しは、前項の書面が受賞者に到達した時に効力を生ずる。

**第７条／委任**

本規定に定めるほかの表彰の実施については、常任理事会において定める。

**付　則**

１．本規定は昭和 55 年（4 月 1 日）から施行する。

以下昭和 63 年・平成 7 年・平成 14 年・平成 18 年改正施行する。

**別表１（第３条関連）**

| | | 地区大会 | 全道大会 | 全国大会 |
|---|---|---|---|---|
| 中学・高校 | 団体 | ３年連続同一大会優勝（男女別） | 優　勝（男女別） | ベスト４ |
| | 個人 | ２年連続同一大会優勝 | 優　勝 | ベスト８ |
| 一般 | 個人 | ３年連続同一大会優勝 | ２年連続同一大会優勝 | ベスト４又は２年連続ベスト８ |

注１．国際的な大会が開催され、これに出場した場合については全国的な大会の例に準ずる。
注２．同一ペアでの出場に限る（一般はペアが変わっても良い）
注３．表彰対象大会は別表２に揚げる大会に限る。

**別表２（表彰規定対象大会）**

| | 地区大会 | 全道大会 | 全国大会 |
|---|---|---|---|
| 中学 | 旭川中学選手権<br>中体連・ヨネックス杯<br>中学新人戦・ インドア | 全道中学生<br>中体連<br>中学インドア | 特記せず |
| 高校 | 旭川地区高校選手権<br>高体連旭川地区<br>全道高校新人戦<br>全道高校インドア | 全道ミズノ杯<br>高体連・国体道予選<br>高校新人戦<br>高校インドア | 特記せず |
| 大学 | 該当大会なし | 全道学生選手権<br>春季・秋季全道大学対抗戦<br>全道学生インドア | 特記せず |
| 一般 | 旭川選手権<br>全道招待旭川大会 | 国体選考会<br>春季・秋季全道選抜<br>全道選抜大会<br>全道選手権大会<br>全道インドア（含ｼﾆｱ）<br>全道成年インドア<br>全道実業団大会 | 特記せず |